



信楽園病院だより



第141号 平成24年12月1日 発行

〒950-2087 住所 新潟市西区新通南3丁目3番11号 Tel 025-260-8200 FAX 025-260-8199

E-mail renkei@shinrakuen.com ホームページアドレス <http://www.shinrakuen.com>

ケースワーカー室のご紹介

ケースワーカー 丸山百合子

75歳の義母（患者様A）が脳梗塞のため入院。病状が落ち着き、リハビリを行っているが重い障害を残して退院後も介護が必要な状態である。自宅で介護したいがどうしたらいいかわからない。（新潟市西区在住）

このような相談が同居長男のお嫁さんよりケースワーカー室にありました。ご家族の心配されていること（退院後の移動方法、トイレ、入浴に不安がある）をお聞きし、以下のような介護保険の申請手続きについて説明し、退院後すぐにサービスが利用できるように相談していきました。在宅介護に向けて初めて介護保険の手続きを行った事例について一部ご紹介します。

① 介護保険申請手続きについて

介護保険サービスは65歳以上で介護が必要と認定された方（40歳から64歳の方で特定の疾患があり介護認定された方）が利用できます。

介護保険の申請は、介護保険証が必要となります。介護保険証は65歳以上の方に市役所より発行されています。紛失されている場合は再発行が必要となります。

申請窓口は区役所、地域保健福祉センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所です。介護保険証がある方は当院居宅介護支援事業所でも申請手続きが可能です。

② 介護認定について

申請を行うと新潟市調査センターより連絡があり調査の予定を立てます。入院中は病院で調査を受けることができます。（通院中の方は自宅で調査となります）入院中に受ける場合は主治医の許可が必要となりますので、主治医、または看護師にご確認ください。

調査はご本人への聞き取りが74項目あり、ご家族にも調査内容を確認していただきます。認定結果は30日程度かかり、認定の結果により利用できるサービスの範囲（一割負担で利用できる上限）が決まります。認定結果は非該当、要支援1、2、要介護1～5となります。

③ 自宅退院に向けたサービス調整について（Aさんの事例をもとに）

介護保険申請手続きを行い、入院中に調査を終えたところでリハビリもすすみ退院の許可がでました。認定結果はまだでていません。しかし、ご本人より「早く帰りたい」との希望もあり暫定でサービス利用をすることにしました。（もし非該当と認定結果がでてしまった場合は10割負担をするという条件）。サービスの利用にむけてケアマネージャーを依頼し、どのようなサービスが必要なのかAさん、ご家族、病院スタッフとともに検討し、サービス調整していきます。Aさんはベット、車いすはレンタル、ポータブルトイレは購入、入浴はデイサービスを週2回利用したいと希望されました。退院直後からデイサービスは利用できるよう調整し退院直前にベット、車いす、ポータブルトイレを自宅に搬入し自宅へ退院されました。

ケースワーカー室では病気に伴う生活の問題とその解決の方策を患者様やご家族と一緒に考え、援助する仕事をしています。

ここでは介護保険のご利用についての一例をご紹介いたしましたが、ケースワーカー室はどなたでもご利用いただけます。お気軽に声をおかけください。

お電話でのお問い合わせは直通電話025-260-8119です。